

会 議 録

1 会議名

第 10 回柿崎区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1)協議事項（公開）

①令和 2 年度柿崎区地域活動支援事業に係る採択方針等について

(2)報告事項（公開）

①総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

(3)その他（公開）

3 開催日時

令和 2 年 1 月 21 日（火）午後 6 時 00 分から 6 時 31 分まで

4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く） 氏名（敬称略）

・ 委 員：小出優子（会長）、金子正一（副会長）、薄波清美、太田健一、片桐充、加藤満、佐藤健、白井一夫、高野武夫、武田正教、楡井隆子、湯本清隆、吉井一寛、渡邊征雄

・ 自治・地域振興課：小酒井洋平係長

・ 事務局：柿崎区総合事務所 滝澤良文所長、保倉政博次長、風巻雅人総務・地域振興グループ長、山田幸江産業グループ長、柳澤一幸建設グループ長、柿村勇市民生活・福祉グループ長、平野真教育・文化グループ長、村山巧地域振興班長、長井英紀主任（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容（要旨）

【保倉次長】

- ・ 会議（地域協議会）の開会を宣言
- ・ 11 番 新部委員、13 番 引間委員の欠席を報告
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が行う旨を説明

【小出会長】

- ・ 会長挨拶
- ・ 会議録署名委員に 2 番 太田委員を指名

【小出会長】

4. 「協議事項」に入る

協議事項 (1) 「令和 2 年度柿崎区地域活動支援事業に係る採択方針等について」

【長井主任】

- ・ 資料 NO. 1-1～1-3 について説明

【小出会長】

委員に質問・意見を求めたがなかったため、協議事項 (1) 「令和 2 年度柿崎区地域活動支援事業に係る採択方針等について」を採決する。

ただいま、柿崎区における地域活動支援事業採択方針と、柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項について説明があったが、修正等を加えることなく令和 2 年度の採択方針等とすることに異議はないか。また、スケジュール（案）について説明があったが、このとおりとすることに異議はないか。

———異議なし———

【小出会長】

それでは、今ほど説明があった通り、以上の内容で採択方針等を決定することとする。

以上で、協議事項 (1) 「令和 2 年度柿崎区地域活動支援事業に係る採択方針等に

ついて」を終了する。

【小出会長】

5. 「報告事項」に入る。

報告事項 (1) 「総合事務所の時間外受付の見直し概要等について」

【自治・地域振興課 小酒井係長】

資料No.2-1 について説明

【風巻G長】

資料No.2-2 について説明

【小出会長】

今ほど説明があったが質問や意見はないか。

【渡邊委員】

時間外における防災行政無線の放送について、職員が登庁して必要な放送を行うということだが、具体的に職員が登庁して放送するまでにどれくらいの時間を要するか把握しているのか。

次に、安全メールについて。この安全メールは現在、市の世帯のなかで、どれくらいの割合で各世帯が加入しているのか。要は、火災が発生したということを認知できないような世帯が発生するのか、しないのか。市民のだれもが自分の近くに緊急災害等が発生していることを知る必要があると思うが、その辺の見込みや考え方を聞かせていただきたい。

【風巻G長】

1 点目の職員が登庁して放送するまでに少し時間がかかるのではないかというご質問だが、柿崎区においては通勤距離が 10 km 以内の職員が 14 人いる。その 14 人が当番制で登庁して放送をするという取り決めを行った。今週、実際に職員に火災発生を想定した電話を入れて、一番遠い職員が何分で到着できるかという検証を行うこととしている。

安全メールの登録件数については今、手元に資料がないので次回の地域協議会で

報告させていただきたい。

安全メールの登録がない高齢者の世帯等については防災行政無線を使って火災の発生をお知らせする。これまでは消防団の出動も兼ねていたので、すぐに行わなければならないという状況だったが、今後については、区内のどこで火災が起こったのかという不安があると思うので、そういったものの払拭のため、なるべく早く登庁して火災の放送をさせていただきたいと考えている。

【佐藤委員】

これまでも色々と防災無線で放送してもらっているが、できればその放送のなかで総合事務所の電話番号もお知らせしていただきたい。

【風巻G長】

今、ご指摘いただいたので、そのように対応させていただきたい。

また、来月の総合事務所からの便りに緊急時の連絡先の電話番号や安全メールの登録の仕方等を載せたチラシを入れさせていただくので、それらも参考としていただければと思う。

いずれにしても、今のお話については対応できるようにさせていただく。

【小出会長】

他にないか。

委員に質問・意見を求めたがなかったため、報告事項（1）「総合事務所の時間外受付の見直し概要等について」を終了する。

【小出会長】

次に、6.「その他」に入る。

委員の皆さん、何かあるか。

事務局から何かあるか。

【村山班長】

1点お願いしたい。

次回の地域協議会の開催日程だが、当初の予定どおり、第11回地域協議会を令和2年2月18日（火）午後6時から開催させていただきたい。なお、会場につい

ては確定申告の関係でこの会議室が利用できないため、柿崎地区公民館 3 階の集会室とさせていただきたいと思うがよろしいか。

【小出会長】

では、当初の予定どおり次回の地域協議会を 2 月 18 日（火）午後 6 時から開催することとし、会場は柿崎地区公民館 3 階の集会室で開催させていただく。

【小出会長】

ほかはないか。

なければ、以上で本日予定していた協議事項等はすべて終了する。

【小出会長】

・閉会を宣言

（午後6時31分閉会）

9 問合せ先

柿崎区総合事務所総務・地域振興グループ

TEL：025-536-6701（直通）

E-mail：kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。